

## 現行民法典を創った人びと（12）査定委員3・4：南部甕男・中村元嘉，外伝7：老朽司法官の淘汰

七戸，克彦  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/18242>

---

出版情報：法学セミナー．55（4），pp.70-72，2010-04-01．NIPPON HYORONSHA  
バージョン：  
権利関係：

## 現行民法典を創った人びと [12]

九州大学教授 七戸克彦

1 | 南部甕男は、弘化2年6月15日、土佐藩士・南部従吾の長男として土佐国高岡郡大野見郷熊秋村に生まれた。奥宮慥斎おくみやぞうさいに陽明学を学び、文久3年(1863年)土佐勤王党员として藩命で京都に上り、同年8月18日の政変の際には七卿落ちの三条実美の衛視として長州に随行、元治元年(1864年)禁門の変では忠勇隊に加わり敗戦で再び長州に下り、その後三条に従って筑紫太宰府に移る。維新後三条とともに京都に還り、戊辰戦争従軍後、維新政府で明治元年兵部少録、3年東京府権典事、翌4年9月典事となるが、11月司法大解部に転ずる。同年7月9日刑部省を廃して創設された司法省は当初司法卿を欠き、トップは大輔の佐々木高行(土佐出身・奥宮塾の先輩)であったことから、佐々木の周旋による出仕とみられる。

翌5年司法権少判事から宇都宮地方裁判所長、6年大阪裁判所副所長心得、7年同副所長、8年大阪上等裁判所判事、9年長崎上等裁判所判事から熊本裁判所長となり、神風連の乱、西南の役の熊本暴動事件を担当。明治11年大審院詰となった後、13年神戸裁判所長、14年以降の司法省勤務(民事局長等)を経て、20年大審院民事第一局長、23年大審院部長となり、翌24年4月7日第5代大審院長・西成度の死去に伴い翌8日大審院長心得、5月6日児島惟謙の第6代大審院長就任の後、6月5日東京控訴院長に転出。

2 | 一方、大審院では、①明治24年大津事件を処理した児島が、②明治25年弄花事件<sup>2)</sup>で辞職した後、①大津事件・②弄花事件で児島と対立した三好退蔵が第7代大審院長となり、③明治27年千谷敏徳ちやべつとのり転補抗命事件の懲戒裁判で千谷シンパの大審院判事・荒木博臣(後の森鷗外岳父)を本尾敬三郎に差し替えて懲戒妥当の判決を下すなど、司法官に対する統制が強化されるようになるが、④明治29年別所別転任拒否事件の懲戒裁判で有罪を主張した三好は、他の大審院判事の賛同を得られず辞任。南部は、その後任として第8代大審院長となるが、彼は東京控訴院長時代に④別所事件原審の裁判長として有罪判決を下していることから、この人事もまた保守系路線の承継といえる。

その後、⑤明治30年高野孟矩たか のりたけのり非職事件において高野が提起した俸給支払を求める民事訴訟につき、南部を部長とする民事第一部は高野の上告を棄却<sup>3)</sup>。⑥明治34年司法官増俸要求事件では、司法官の大量処分につき金子堅太郎法相への抵抗を試みる一方で、⑦明治36年大審院失態事件では、刑罰不遑及原則違反という信じ難い初歩的ミスに対し、組織の体面を保つため、判決書を無罪に改竄し、被告人を召致して不利益を来さない旨を約しつつ、事の顛末を外部に漏らさぬよう懇請するといった糊塗・隠蔽工作を行うなど<sup>4)</sup>、司法行政官としての彼は極端に保守的・組織防衛的で、その手腕には疑問符がつく。しかし、裁判官としての能力は高く、彼の下した判決の中には、先例的価値を

有したものも少なくない<sup>5)</sup>。大審院長時代末期に、図書館から梅謙次郎『民法要義』を借り出す姿を目撃されたのはまずかったが<sup>6)</sup>、勉強熱心な人ではあったのだろう。

3 | その彼は、明治39年7月3日突如依願退職する。大審院長在任期間は、後任の横田国臣に抜かれるまでは最長の9年9か月であったが、年齢はまだ61歳だったことから

種々の噂が乱れ飛んだ。真相は司法部内の派閥抗争であって、非学歴組の彼が、勢力を伸ばしつつあった学歴組——とりわけ「八年生組」と呼ばれる司法省法学校正則科出身者により放逐されたものらしい。学歴組はその後も南部の後任候補だった非学歴組の寺島直を退職に追い込むなど、その地歩を着々と固めてゆく。

## [査定委員③]



## 南部甕男

なんぶ・みかお (1845-1923)  
手塚豊「南部甕男」法学セミナー  
41号(1959年)38頁より<sup>1)</sup>

1) なお、本文に関しては〔所収〕『明治史研究雑纂(手塚豊著作集・第10巻)』(慶應通信、1994年)125頁。

2) 同事件以下に関しては、楠精一郎『明治立憲制と司法官』(慶應通信、1989年)11頁〔2事件〕、45頁〔3事件〕、87頁〔4事件〕、115頁〔5事件〕、203頁〔6事件〕、233頁〔7事件〕参照。

3) 大判明治33年6月14日民録6輯6巻64頁。

4) 楠・前掲注2)241頁。なお、248頁以下も参照。

5) 手塚・前掲注1)131頁以下参照。

6) 日本弁護士協会録事94号(明治39年1月号)51頁「(漫録)法曹月旦」。

1 | 中村元嘉は、天保9年7月13日高槻藩士・中村極人の四男として高槻に生まれた。幼名徳五郎。高槻藩大目付役、町奉行役等を経て、明治2年大阪府に出仕(断獄課・吟味役)、当時民部大丞であった井上馨による日本初の西洋風の公開審問を傍聴している<sup>8)</sup>。明治5年司法省に転じ(解部)、神戸裁判所にて吏務練達で聞こえ、明治7年東京に栄転、司法裁判所で「三谷三九郎水油事件」を処理<sup>9)</sup>。以後も名裁判官として誉れ高く、横浜地方裁判所長時代(明治13年4月16日～14年10月15日)の彼に対し、明治16年6月2日付「ジャパン・ガゼット」は、長谷川喬とともに最大級の讃辞を捧げ、名古屋控訴院長時代(明治23年8月21日～24年6月5日)の彼についても、明治23年10月27日付「日本」には、「方今の法官社会権勢家を問へば松岡〔康毅〕東京控訴院長を推し、明法官を問へば中村名古屋控訴院長を推し」とある。明治24年6月5日大審院部長に栄進、法典調査会委員時代の26年には判事検事第1回試験委員長、翌27年には高木豊三らとともに新設の高等捕獲審検所評定官を兼務。

2 | 一方、明治23年9月21日の開校式以来日本法律学校(現・日本大学)の評議員となっていた中村は、25年11月11日学祖・山田顕義の死去の後、翌26年初代校長・金子堅太郎らが廃校を決議したことを知り、本多康直・長森藤吉郎・片岡静輔らと再興運動を展開、松岡康毅を説得して第2代校長に迎え、廃校の危機を切り抜けた、日大の大恩人である。

3 | ところが、明治30年、中村は大厄難に見舞われる。発端は「日本弁護士協会録事」2号(明治30年9月25日)98頁掲載の「素的滅法齋主人」なる人物による「嗜好の種々」なる記事であった<sup>10)</sup>。「人材トウ用法 南部甕男様」「出世譚 長谷川喬様」など悪意に充ち満ちた人物評の中で「乗馬兼囲碁 中村元嘉様」の評は穏やかだが、献本を受けた中村は、司法官を讒謗侮辱する文書は受け取れないと突き返す。しかし、日本弁護士協会の面々は旧知の間柄ばかりだったから、よそよそしい返本の文面だけでは失礼と考えたのか、「追啓」として、最近は乗馬は止めて謡曲を趣味としている旨を親しみを込めて書き綴っている。だが、

その文中に「小生も追々老朽に及び候に付」と書いたのがいけなかった。かつての同僚は親愛の情に溢れる中村の書簡を残酷にも批判記事の餌食にしてしまう<sup>11)</sup>。その結果、彼は老朽司法官を自認する人物として、横田国臣・高木豊三らによる淘汰の標的となり、明治31年6月28日休職処分。「休職院老朽居士」と揶揄されるに至った中村に、さすがの弁護士連も決まり悪く思ったか「録事」12号(同年7月28日)68頁で彼を「明判官」と誉めそやすが<sup>12)</sup>、しかし、かつての同僚・岡村輝彦は非情にも中村からの老朽不服の私信をまたしても公開<sup>13)</sup>、これがとどめを刺した形となって、翌明治32年1月7日付で退職発令。

4 | その後岡村の勧告に従い弁護士に転じた彼は、日本弁護士協会の評議員にも就任しているが、明治40年2月26日日本人の請求で弁護士登録を抹消<sup>14)</sup>。なお、

大正10年10月付の日本大学の寄付行為改正の協議書には「維持員 中村元嘉」の名が認められる<sup>15)</sup>。このとき彼は83歳であるから、日大への愛情は終生続いたのだろう。

九州大学工学部に集中講義(工学倫理)で来校された中村収三立命館大学客員教授のご教示によれば、教授の曾祖父である元嘉は昭和2年9月14日東京・青山南町の自邸にて

死去。享年89歳。墓所は郷里・高槻市天神町の乾性寺。なお、戒名は「逍遙院殿浩堂日嘉大居士」である。



- 7) [写真出典] 日本大学百年史編集委員会(編)『日本大学百年史(第1巻)』(日本大学、1997年)口絵写真。  
 8) 法律新聞26号(明治34年3月18日)10頁。  
 9) 奥平昌洪『日本弁護士史』(有斐閣、1914年)66頁以下、本連載「外伝④」本誌660号(2009年)83頁参照。  
 10) [所収] 岩谷十郎=村上博=三阪佳弘(監修)『日本弁護士協会録事(第1巻)』(ゆまに書房、2004年)221頁。  
 11) 日本弁護士協会録事3号(明治30年10月25日)101頁……[所収]前掲注10)『(第1巻)』371頁。さらに、9号(明治31年4月30日)111頁……[所収]前掲注10)『(第2巻)』515頁も参照。  
 12) [所収]前掲注10)『(第3巻)』182頁。  
 13) 日本弁護士協会録事13号(明治31年9月28日)52頁……[所収]前掲注10)『(第3巻)』274頁。なお、16号(明治31年12月23日)79頁……[所収]前掲注10)『(第3巻)』585頁も参照。  
 14) 法律新聞412号(明治40年3月10日)27頁。  
 15) 前掲注7)『(第2巻)』114頁。

本尾敬三郎らを葬り去った行政裁判所の内紛と同様、司法裁判所の人事問題もまた、①行政整理（定員・予算削減）と、②司法官の地位保障と統制のせめぎ合いに、③権力・派閥抗争が加わった複雑な様相を呈する。以下、大正10年裁判所構成法改正で定年制が敷かれるまでの、司法裁判所における大規模人員整理を列挙する<sup>17)</sup>。

**1 | 明治23年**——近代的な法学教育を受けた司法官の供給が軌道に乗り始めたのを受け、山田顕義司法大臣・箕作麟祥司法次官は、裁判所構成法施行に伴う大規模人事異動の機を捉えて、司法省法学校・東京大学法学部卒業生を地方裁判所長・検事正に抜擢する一方、非学歴組の年長司法官の排除に乗り出し、箕作ら起草の明治23年10月20日勅令第254号「裁判官検察官裁判所書記ノ官名及裁判官休職ニ係ル件」に基づき、同月22日付で三島毅・植邑長ら19判事、30日付で巖谷龍一・石井忠恭・鳥居断三の3判事に休職を発令。

**2 | 明治26～27年**——第2次伊藤博文内閣（司法大臣は山県有朋から芳川顕正）のこの時期退職を命じられた司法官は大審院判事7名（名村泰蔵・富田禎二郎・谷津春三・富永冬樹・高野真遜・荒木博臣・児玉淳一郎）ほか合計74名に及ぶ。明治26年千谷敏徳懲戒事件も含めて、この時期の人事異動は、山県系（清浦奎吾司法次官と横田国臣民刑局長）による非学歴・老朽司法官淘汰の第1波である。

**3 | 明治31～32年**——「日本弁護士協会録事」17号（明治32年1月28日）68頁「曾禰、大東、清浦法相と司法官の淘汰」は、明治32年1月23日時点での調査結果として、以下の数字を掲げる。

内閣・法相	司法次官	民刑局長		免官	休職	退職
第3次伊藤内閣 31.1.12-6.30 曾禰荒助	横田国臣 29.10.7.31.6.28 高木豊三 31.6.28-7.5	高木豊三 29.10.7.31.6.28	判事	9	9	15
			検事	2	0	6
			試補	1	0	0
第1次大隈内閣 31.6.30-31.11.8 大東義徳	山田喜之助 31.7.5-9.2 中村彌六 31.9.2-11.8	倉富勇三郎 31.6.28-35.1-3	判事	12	1	28
			検事	3	0	7
			試補	1	0	0
第2次山県内閣 31.11.8-33.10.9 清浦奎吾	小松原英太郎 31.11.24-32.4.7		判事	9	12	45
			検事	2	0	28
			試補	3	0	0

このうち第3次伊藤内閣末期の明治31年6月28日横田国臣＝高木豊三による北島治房・春木義彰・中村

元嘉らの淘汰と横田懲戒事件についてはすでに述べた。しかし、数の上では、大隈＝大東や、山県＝清浦による淘汰が上回っていることが分かる。

**4 | 明治35～36年**——第4次伊藤内閣・金子堅太郎法相時代の明治34年司法官増俸要求事件の後、同年6月2日成立の第1次桂太郎内閣（司法大臣は清浦奎吾）は、第16議会での増俸案否決を受け、明治35年3月判事検事官等俸給令を改正して判事36名・検事110名（計146名）の定員削減を行い、この削減分を残った司法官に分配した。一方、法相が波多野敬直に替わった後の明治36年10月7日には小松弘隆、12月3日には岡村為蔵・芹澤政温・岩田武儀らが休職を命ぜられている。

**5 | 明治43年**——第2次桂太郎内閣（司法大臣は岡部長職）でも、第26議会で増俸が抑えられたため、

判検事の定員を計142人削減し、減員分の給与を増俸に振り当てる施策がとられた。なお、この年には行政裁判所でも人員整理が行われている。

**6 | 大正2年**——第1次山本権兵衛内閣による行政整理では、行政裁判所でも大鉦が振る

われたが、司法官に関しても232名の大幅な定員削減が行われた。なお、この時代にはすでに非学歴組の淘汰はほぼ完了しており、老朽司法官淘汰の対象は今や司法省法学校正則科第1期生と（明治19年帝国大学令による改組以前の）東京大学卒業生へと向けられて、井上正一・一瀬勇三郎らが休職となる。その推進者は帝大明治21年卒の平沼騏一郎検事総長であった。

**7 | 大正10年**——原敬内閣の裁判所構成法改正による定年制導入で、非学歴組の最後の大物・横田国臣のほか、彼に与する司法省法学校正則科第2期生もその大半が退職を余儀なくされた。その結果、司法官は帝国大学出身者の天下となったが、これを推進したのもまた、帝大卒の平沼検事総長と麾下の鈴木喜三郎司法次官（帝大明治23年卒）であった。

16) [写真出典] 前掲注7)口絵写真。

17) 以下の記述に関しては、楠・前掲注2)72頁以下、167頁以下、194頁以下、253頁以下、281頁以下、鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本2』（有斐閣、2008年）115頁以下、192頁以下、227頁以下と、同所掲記の文献参照。

(しちのへ・かつひこ)